

ロシアのウクライナからの即時撤収と国際法の遵守を求める意見書

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻は、力による一方的な現状変更の試みであり、ウクライナの主権と領土の一体性を侵害する行為は、国際秩序の根幹を揺るがす暴挙である。

これは国際社会ひいては我が国の平和と秩序、安全を脅かし、かつ明白な国際法違反であり断じて容認できない。

さらに、国連安全保障理事会の常任理事国の立場にありながら、国連憲章を反故にし、核戦力による威嚇や核施設周辺での戦闘と占拠は言語道断の暴挙であり唯一の被爆国の国民として強い憤りを覚える。

よって、本市議会は国に対し、ウクライナ在留邦人の安全確保に努めるとともに、国際社会と緊密に連携し、ロシアに対しウクライナからの即時撤収と国際法の遵守を求め、速やかな国際社会の平和の実現を図るよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年 3月18日

長野県駒ヶ根市議会

【提出先】

内閣総理大臣

外務大臣